

「特定秘密の保護に関する法律案の概要」について

政府としては、政策遂行上、あらゆる分野において不本意な雑音で曲げられることは、マイナス面が多く、時間ばかり要するので、当該法律のような秘密主義で事を進めたいという本音は理解できなくもありません。されど、本来、「情報」は積極的に開示して、多くの国民の意見をまとめていくことが肝要であり、そうすることが政府のあるべき姿だと思います。

また、すでに情報を自由にさせないという点において、個人情報保護法があり、この法律自体、現実の業務において拡大解釈され、支障をきたすようなマイナス面が多いと実感しています。任意の団体の名簿でさえ、作成にあたって必要以上の神経を使うことになり、また、それ故に名簿作成しない団体も増え、特定の団体に所属しても同じ団体に誰がいるのかもわからない場合もあります。このような、個人情報保護法の上に、「国家の秘密」と称して、特定情報を一切開示できない、あるいは漏えいしたら懲役するた場合、中国のような情報統制国家になるものと思われます。

したがって、この法案に、反対の立場で意見をいたします。

まず、この法案が、公務員だけの情報漏えいに絶対限定されるのであれば、あえて反対はいたしません。法律の内容を読む限り、民間にも及ぶものと解釈できます。公務員の場合は、その基本が公僕ですから、その地位の階級で長い懲役（10年と言わず20年でも）にするのであれば、理解できます。しかし、言論自由のこの時代に、民間が発した言論にまで、懲役刑となると納得できません。

私は、SNSを頻繁に利用し、毎日Twitterなりfacebookを使っています。常日頃、どなたかに迷惑をかけないよう、発言には細心の注意しておりますが、時に筆の誤りも可能性としてあります。もし、この法律が成立した場合、知らぬうちに国家の機密事項に関連する問題を、批判したら罪に問われることとなります。これは、言論統制になるのでしょうか。確かに、現実にはSNS上で、匿名で無責任に発言する者が多いことも感じております。SNSの問題点として、実名で自分を開示できない者は使わないようにと言う程度の縛りの話であれば、寧ろ大賛成なのですが、この場合、実名で発言したら、時に罪になるような法律だともおもわれます。SNS上の発言は、批判され炎上したとしても、それを持って、罪を問うというのはいかがなものでしょうか。

実際、公務員は当然のことながら、私どもにおいても業務上の「守秘義務」というものがあり、厳格に守ろうとしています。その上で、この秘密保護法が成立し、もし、守秘義務どころかこの「特定秘密」を根拠に裁判等が行われるとしたら、その根拠は示せないが、あなたは黒ですという理不尽な判決も出てくることとなります。守秘義務と文書提出義務で争われている判例（名古屋高金沢平成2.1.24等）もありますが、「特定秘密」の法律が成立すれば、これ以上の問題が多く発生することとなります。

そもそも、この「特定秘密」は、誰が、どうやって、どういう範囲で決めるのでしょうか。政府側の一部の者の立場で「特定秘密」を決めたとして、その第三者におけるチェック機関を予定しているのでしょうか。また、このチェック機関を、政府側の範囲で人選するのではなく、バランスのいい有識者で構成される団体にできるのでしょうか？これらの検討もなく、この法律を成立させたなら、特定の間人が、特定の情報をコントロールし、国家の命運を左右することができます。過去の歴史から、これは悲しい結末を迎える、国家の道程になるのではないのでしょうか。少なくとも、民主主義国家ではなくなります。

28年前（1985年）「国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」が、審議未了廃案になっています。結局、今回の法案は、これと同じものではないのでしょうか。中曽根康弘首相時代に、「日本では、スパイ活動そのものを取り締まる法律が存在しないため、ボガチョンコフ事件のようなスパイ活動事件を取り締まることができない実情がある。制定賛成派はこの現状を「スパイ天国」と揶揄することがある。出典：wikipedia」とあります。この件については、当時から既存の守秘義務に関する法律の中で防止可能と判断したと思われませんが、現在は、それ以上にスパイ活動や情報漏えいに関する法律が多く存在しています。

以下、wikipedia より、

- ・窃盗罪（他者の書類や記録媒体といった物の持ち出しおよびコピーの処罰）
- ・住居侵入罪（断りなく他者の住居施設への侵入を処罰）
- ・電気通信事業法（有線通信の盗聴を処罰）
- ・有線電気通信法（有線通信の盗聴を処罰）
- ・電波法（違法な周波数や違法な電波出力の盗聴器使用、無線局免許を受けていない無線機器の使用を処罰）
- ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律（クラッキングを処罰）
- ・外国為替及び外国貿易法（許可されない安全保障に関わる物品や情報の国際取引を処罰）
- ・不正競争防止法（営業秘密の無断コピーや外部流出を処罰）
- ・日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法、軍事情報包括保護協定、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（アメリカまたは日本の安全を害すべき用途に供する目的を持つまたは不当な方法で在日米軍関連の情報を収集することを処罰）

これ他の法律をもって対処すれば、今回のような「特定秘密保護法」は必要ないものと考えます。